

平成 25 年度下請状況実地調査について

1 調査目的

県発注工事における元請・下請関係の適正化をさらに徹底するため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」の遵守状況や、元請・下請関係の実態を把握するために実地調査し、必要な指導を行う。

今回は平成 24 年度の調査結果を踏まえ、下請代金の支払状況、下請変更契約の締結状況、賃金支払状況、保険加入状況等を重点的に確認・調査し、元請・下請関係の適正化に向け指導を強化していくこととする。

2 調査方法

(1) 調査時期

平成 25 年 9 月～平成 25 年 12 月

(2) 調査対象の選定方法

ア 対象工事

平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月までに竣工した工事のうち、以下の①～③のいずれかに該当し、過去の下請状況実地調査対象会社が含まれていない工事を対象とする。

- ① 低入札価格調査基準価格を下回って落札した会社が受注した工事
- ② 低入札価格調査基準価格を下回った入札又は失格基準に該当した回数が多い会社が受注した工事
- ③ 落札率 85% 台で契約した案件の多い会社が受注した工事

イ 調査対象会社

上記アにより対象となった工事の中で、工種・契約金額・地域バランス等を考慮し、元請会社と下請会社を併せて 20 社程度選定する。

(3) 調査内容

ア 主な調査項目

- ① 下請契約の締結状況（変更契約）
- ② 下請代金の支払状況
- ③ 賃金支払状況
- ④ 保険加入状況（労務単価改正に伴う対応等の聞き取り）
- ⑤ その他（下請への履行確認結果報告、下請負報告書と下請金額）

イ 調査方法

調査対象会社を訪問し、関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行う。

3 結果の取扱い

- (1) 実地調査において、建設業法に違反する事実が確認された場合、建設産業室と連携し、違反した者及びその者を指導する立場にある者に対して指導を行う。
- (2) 調査対象会社が、県の指導に対して適切な対応を行わない場合には、入札参加資格制限、工事成績評定の減点などを行う。
- (3) 実地調査の結果は、全ての調査対象会社に送付するとともに、県のホームページに掲載し、調査対象会社以外にも注意喚起を図ることとする。
- (4) 入札制度等監視委員会へ結果を報告して意見を受け、入札制度や元請・下請関係適正化強化の方策の検討に反映する。
なお、調査対象者が特定される情報は非公表とする。